新

高知県公共交通活性化支援事業費補助金交付要綱

第1条から第4条第2項まで 略

- 各号のいずれかに該当する場合には、事前に協議の上、別記第2号様式 による補助金変更 (中止・廃止) 承認申請書を知事に提出し、その承認 を受けなければならない。
- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設、中止又は廃止
- (3) 補助事業の実施箇所の変更
- (4) 補助金の交付の決定額の増額又は20パーセントを超える減額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な変更

第5条から第15条まで 略

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の 規定は、同年3月30日から施行する。
- 要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、 第9条第5項、第11条、第12条並びに第14条の規定は、同日以降も なおその効力を有する。

略

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

旧

高知県公共交通活性化支援事業費補助金交付要綱

第1条から第4条第2項まで 略

- |3 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の |3 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の 各号のいずれかに該当する場合には、事前に協議の上、別記第2号様式 による補助金変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければなら ない。
 - (1) 補助事業の実施主体の変更
 - (2) 補助事業の新設又は廃止
 - (3) 補助事業の実施箇所の変更
 - (4) 補助金の交付の決定額の増額又は20パーセントを超える減額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な変更

第5条から第15条まで 略

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の 規定は、同年3月30日から施行する。
- |2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この |2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この 要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、 第9条第5項、第11条、第12条並びに第14条の規定は、同日以降も なおその効力を有する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

新	IΒ
第1号様式 略	第1号様式 略

	旧
第2号樣式 (第4条関係) 第 号 令和 年 月 日	第2号様式 (第4条関係) 第 号 令和 年 月 日
高知県知事 様 所在地	高知県知事 様 所在地
所住地 氏名又は名称	氏名又は名称
令和 年度高知県公共交通活性化支援事業費補助金変更 (中止・廃止) 承認申請書	令和 年度高知県公共交通活性化支援事業費補助金変更申請書 令和 年 月 日付け高知県指令 第 号ほか 件で (変更) 交付の決定があり ました補助金について、下記のとおり交付決定額を変更したいので、高知県公共交通活性化支援事 業費補助金交付要綱第 4 条第 3 項の規定により申請します。 記
1 実施事業(該当事業の□欄に√印を付してください。) □利用環境高度化促進事業 □総設改良整備事業 □利用促進等対策事業 □バリアフリー対策事業 □運転手確保対策事業	1 実施事業 (該当事業の□欄に√印を付してください。) □利用環境高度化促進事業 □ 施設改良整備事業 □利用促進等対策事業 □パリアフリー対策事業 □運転手確保対策事業
2 変更 <u>(中止・廃止)</u> の理由	2 変更の理由
3 変更 <u>(中止・廃止)</u> の内容	3 変更の内容
4 補助金変更申請額 既交付決定額 変更後の申請額 差引き増減額 円 円 円 円 円 円 円 円 円	4 補助金変更申請額

新	旧
第3号様式、第4号様式 略	第3号様式、第4号様式 略

新	IΒ
第 5 号様式 (第 9 全関係) 第 5 号様式 (第 9 全関係) 第 5 号称 年 月 日 高知県知事 様 所在施 氏名又は名称	第 9 合和 年 月 日 高知度知事 様 所在地 下名又は各作 中収 日 日 高知度知事 様 所在地 下名又は各作 ウ和 年 東京 日本 中収 高別性化文技等業績動物を収削すて減減額か 書 り 日付け高知度用か 第 9 で補助金の(変更)交付の決定がありました。国際成立人又を通信性以及提展資金制度に承心。事故の中収表す「実践について、政知成立人交通信性化文技等事情権的金叉付收款指引条第 2 項の度定止より、別値関係書類を加入て報告します。